

# 原告には必ず お届け下さい。

2018年03月20日 161号

生活保護制度を良くする会

# ニュース

事務局 道生連  
電話 011-736-1722  
ファックス 011-736-1688  
X - 〴〵 [sei\\_hoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp](mailto:sei_hoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp)

3月19日(月)に行われた「新・人間裁判」の第14回口頭弁論の内容について、弁護団の吉田玲英弁護士にまとめてもらいました。



花冷えの3月19日、札幌地方裁判所805号法廷で新・人間裁判の口頭弁論期日が行われました。今回は、第1次訴訟から第3次訴訟の期日を併合して期日を行いました。

併合して期日を行いました。

今回の期日では、弁護団の意見陳述はありませんでしたが、その代わりに、原告37名の陳述書と準備書面を提出しました。準備書面は「生活扶助相当CPI」について主張するものです。CPI(消費者物価指数)とは、物価の変動を比較するための指数ですが、CPIの決め方が不当である場合、物価が上がっているにもかかわらずCPIは下がるという現象が起きてしまうことがあります。「生活扶助相当CPI」とは、生活保護費を切り下げる目的で作られたものとしか考えられないので、このような問題点を具体的に明らかにします。

また、陳述書については、原告の生活実態を明らかにするため、今後できるだけ多くの陳述書の提出を予定しています。

法廷では、原告の高橋昭三郎さんと堀田美千子さんが意見陳述を行いました。

高橋さんは、会社員として働いてきたのが糖尿病などの病気のため働くことができなくなり、50代から生活保護を受給することになりました。糖尿病の治療には食事療法が必要で、高橋さんは、毎日28種類以上の品目を摂るよう医師から指導を受けています。しかし、生活保護費の引き下げのため、28種類以上の品目を摂ることはとても困難となってしまいました。安売りを求めてスーパーを

渡り歩く生活で、食費を節約することが困難なため、親戚の葬儀に行くことさえできなくなってしまいました。

堀田さんは、若くして統合失調症を発症し、入退院を繰り返す生活となりました。やがて病状は落ち着きましたが、ご両親とも亡くなってしまい、その後は「守る会」などを頼りにしての生活です。「守る会」のボランティアをしながら、朝食のデザートで果物を食べるのが唯一の贅沢で、灯油代を節約するためにできるだけストーブを消して厚着するようにしている生活ぶりを訴えました。

今後は、原告の陳述書の作成を引き続き進めるとともに、これまでも主張してきた「生活扶助相当CPI」が不当であることについて追加主張を行います。この主張は、静岡大学の上藤一郎教授に作成していただいた意見書に基づくものです。これ以外にも、全国の学者の協力を得ながら、より強力な主張を行うことに弁護団の力を合わせて取り組んでおります。

次回期日は6月13日(水)13時30分です。次回も原告団で法廷を埋め尽くしましょう!



2018年06月13日(水)

- ・12:40 札幌地方裁判所前に集合
- ・13:30 口頭弁論開始
- ・14:00 報告会

札幌市教育文化会館・305研修室

## 新・人間裁判 第15回口頭弁論

※「良くする会」のホームページがあります。  
<http://www.sapporo-syuhokyo.jp/doseiren/>  
「生活保護制度を良くする会」を検索してもアクセスできます。

